

### 3 届出事務の整理

#### ① 厚生局の状況

教員の変更等、都道府県知事に対する届出を厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題なし」としている厚生局は5件（62.5%）となっており、3件（37.5%）は「問題あり」とし、その理由として、

- ・都道府県が把握していないのは問題と思われる
  - ・情報の共有ができない
  - ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
  - ・都道府県等の養成施設担当部局の原因が予想され、都道府県等の反発が予想される
- をあげている。

#### ② 都道府県の状況

「問題なし」としている都道府県は42件（89.4%）となっており、5件（10.6%）が「問題ある」とし、その理由として、

- ・変更の内容を県が把握しにくくなる
- ・事務の一部が県に残るなら届出・情報提供が必要
- ・理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課としては把握しておくべき
- ・理容所又は美容所の指導等を行う際に、養成施設の状況が分かった方がよい場合がある

をあげている。

